

「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」

に係る質問事項（水産業分野）

① 資源管理の在り方の見直しについて

ア 水産資源の保存・管理に関する諸外国の事例調査【平成21年中措置】

海外の漁業国においては、国連海洋法条約の批准・発効を契機に、水産資源が国又は国民の公共的な資産であることを法律や行政文書で謳い、科学的根拠に基づく資源管理により漁獲を適切に行うことで、減少した資源の回復に努めている国が存在している。

我が国も、同条約を水産基本法（平成13年法律第89号）第2条で引用しつつ、それを踏まえて水産資源の適切な保存・管理を行うべき旨を規定し、国民全体に水産資源が供給されるように国及び都道府県が適切な保存・管理に努めているところである。今後とも我が国の水産資源が国民にとってそのような公共性のあることを認識しつつ、適切な保存・管理が行われることに資するよう、海外の漁業国の事例について、情報収集を引き続き行い、その結果を公表する。（Ⅲ農水ウ（ア）

①）

（質問） 我が国の水産資源が国民にとって公共性のある資源であることをこれまでどのような手段で周知したのかご教示願いたい。

どこの漁業国について情報の収集を行い、どのような結果が得られたのか、さらに国民共有の財産としている国の資源状態がどのようなになっているのかご教示願いたい。

また、結果を国民に知らせるべきであるが、どのような手法で実行するのかご教示願いたい。

今後、どのような計画で、どのようなことを調査していくのか、ご教示願いたい。

イ 水産資源の増加に向けた政策目標の一層の明確化【平成 21 年中措置】

水産庁の見解では、ABCの算定については、資源評価（水準、動向）結果に基づき、漁獲等の影響を推定して将来予測を行い、その際、資源管理法（海洋生物自然の保存及び管理に関する法律（（平成 8 年法律第 77 号））に基づき策定している「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に定める中期的管理方針を踏まえて資源の維持や回復等の複数のシナリオに基づき対象資源が生物学的に持続的な利用が可能と判断される漁獲量として算定するものとされている。

また、資源評価の実施後、新規加入群の状況等について新たな情報が得られ、それにより資源量推定の再考が必要と判断される場合においては、速やかに資源の再評価・ABCの再算定を行うよう取り組むこととされているところであるが、資源の再評価・ABCの再算定について、ルールが存在していないことから、そのルール化を行う。

併せて、中期的管理方針については、水産資源を持続可能な水準に維持又は回復させるため、対象資源に係る管理目標、手法などを明確にする。（Ⅲ農水ウ（ア）②）

（質問） そもそも、新規加入量の増減により期中のABCの改定が行われる場合、0歳を中心とした若齢魚の乱獲につながりやすい。従って、ABCの再評価を行い、TACを見直す場合は、ABCが減少し、保護措置を必要とする際に限るべきである。今回定められた再評価ルールは乱獲に結びつくので直ちに廃止されたいが、見解を伺いたい。

中期的管理方針に盛り込むべきTAC対象資源のMSYレベルの具体的な数字（資源量、漁獲量）をご教示願いたい。

各資源の系統群毎のBlimitをお示し願いたい。また、何年でBlimitに回復させるのかお示し願いたい。

EUにおいては、2015年までに水産資源をMSY水準にまで維持または回復させるとしたヨハネスブルグ・サミットの国際約束を達成するためにITQの導入を検討することとなったが、我が国はこの国際約束を達成できるのか。達成するための手法についてもご教示願いたい。

例えば、マサバ太平洋系群やスケトウダラ日本海北部系群について、

MSY水準までの回復を実現するには、現行のABCに照らして、どのような具体的な回復措置をとるのかご教示願いたい。

太平洋系群南部（四国・九州沖）のヤリイカは資源回復目標を達成したとあるが、その回復目標と、どのような意味において達成したのか。他方、同対馬暖流系群は、引き続き資源水準が低位であり、資源回復が図られない理由は何か、ご教示願いたい。

資源回復計画によって事業対象の魚種がどれくらい増大したのかデータをお示し願いたい。特に、北部太平洋のマサバについて詳細にご教示願いたい。

さらに、マサバの漁獲数量の把握が出来ないとしているのに、なぜ、マサバの資源回復計画が立案・実行できるのか、ご教示願いたい。

ウ 資源管理に係る公的な独立機関の事例調査【平成 21 年度措置】

海外の漁業国の中には、より漁業現場サイドに密着した業務の実施に対して国民の視点による中立性、客観性を確保するとともに、公平性をもってより迅速かつ正確に資源評価に関する業務を効率的に実施するとの観点から、資源量調査、資源評価、ABC の算定や勧告、漁獲量の監視や集計などの業務を第三者機関が行っているものがある。

したがって、我が国の現行の資源管理に資するために、海外の漁業国の事例調査を進め、公表する。(Ⅲ農水ウ(ア)③)

(質問) どのような事例調査が行われてたのか、さらにどのような調査を進めていくのかご教示願いたい。

委託費で行われている資源評価において、どのように科学研究機関の公平性・客観性を保っているのか、ご教示願いたい。

多くの役職員が、水産庁と水研センターとの人事上受け入れ、交流があるが、科学研究機関の中立性をどのように担保しているのか、ご教示願いたい。

② 資源評価及びABCの決定プロセスの見直しについて

ア 資源量調査及び資源評価における漁業者等の参画とプロセスのオープン化【平成21年中措置】

水産資源の資源評価は、調査船による情報（産卵量、稚仔量等）、漁船による漁獲情報（漁獲量、漁獲努力量等）、水揚港における情報（漁獲物の年齢構成等）、海洋環境の動向に関する情報（水温、塩分、潮流等）等を収集し、これらの情報を解析することで現存資源量や資源動態を推定し、資源の状態（水準・動向）を把握するという方法で行われているが、これらの調査において漁業者が直接的に介在する機会は限られている。

したがって、漁業者の資源評価についての理解を深めるためにも、今後の資源量調査及び資源評価の一連のプロセスにおいて、科学者と漁業関係者のコミュニケーションが図られるよう、経験豊富な漁業関係者の意見を取り入れる取組等を更に進める。

併せて、広く国民にプロセスをオープンにするため、公開の場での説明や意見交換を行うための体制も整備する。（Ⅲ農水ウ（ア）④）

（質問） 科学者が調査計画を立案し、漁船で調査を実施するべきと考える。水研センターにもかかる調査が存在するが、今後どのように調査の充実に図るのか、ご教示願いたい。

イ ABCの決定における漁業者等の参画及びプロセスのオープン化
【平成21年中措置】

ABCは、対象資源の資源評価（水準、動向）の結果に基づき、漁獲等の影響を推定して資源量や漁獲量の将来予測シミュレーションを行った上、資源の維持や回復等のシナリオに基づき当該資源が生物学的に持続的な利用が可能と判断される漁獲量として算定しているが、この決定プロセスに漁業関係者が意見を述べる等の機会は限られている。

したがって、漁業関係者の資源評価についての理解を深めるためにも、今後のABC決定の一連のプロセスにおいて、科学者と漁業関係者のコミュニケーションが図られるよう、経験豊富な漁業関係者の意見を取り入れる取組等を更に進める。

併せて、広く国民にプロセスをオープンにするため、公開の場での説明や意見交換を行うための体制も整備する。（Ⅲ農水ウ（ア）⑤）

（質問） 科学者と漁業関係者のコミュニケーションが図られるためにどのように取り組んだのか、どのように国民にオープンにしたのか、また、一般の国民がこれまでどれくらい参加したのか、ご教示願いたい。

ウ 資源評価及びA B C算定における第三者が参加した評価の実施【平成 21 年中措置】

A B Cの算定等については、現時点では新たに発生する資源量の把握が難しいことから、ある程度の不確実性が伴うのも事実である。

このため、その不確実性を最小限のものとするべく、調査方法・評価方法の改善を進めるとともに、調査計画や資源・漁獲の状況について漁業関係者から意見・情報を聴取し、今後とも資源評価の精度向上を推進する。

また、海外の漁業国においては、A B Cの算定等の客観性や信頼性を向上させるため、資源評価を行う委員会等において、複数の外国人科学者などの第三者が参加して資源評価を実施している場合がある。

したがって、資源評価及びA B Cの算定における確実性を向上させ、科学的根拠による資源管理の厳正化と資源評価の客観性及び学術的妥当性の確保を図るべく、個人情報保護に配慮したルールに基づく算定の基礎データのオープン化とともに第三者が参加した評価を実施するに当たっての予算、外国人科学者の必要性等について、検討を行い公表する。(Ⅲ農水ウ(ア)⑥)

(質問) 基礎データのオープン化とともに第三者が参加した評価を実施するに当たって、NGOの代表科学者や外国人科学者の加入のためにこれまでどのようなことを行ったのか、ご教示願いたい。

③ TAC設定の見直しについて

ア TAC設定の厳正化【平成21年中措置】

TACの設定は、MSYを実現させる水準に資源量を維持・回復させることを目的として、資源の動向等を基礎とし、漁業経営の事情等を勘案し、水産政策審議会の意見を聴いて定められることとなっている。

このような中で資源の適切な保存・管理を図るためには、ABCを超えたTACを恒常的に設定することは適当ではない。

したがって、TACの設定に際しては、ABCを可能な限り超えることのないようにする。(Ⅲ農水ウ(ア)⑦b)

(質問) TACはABCを超えないことが基本原則であるが、そのABCが適切な資源回復目標から大幅に後退しており、このままでは、資源の更なる悪化が進行する。そのような認識をお持ちか否かお伺いしたい。

ズワイガニTAC設定の留保枠とはなにか、海域によらず設定されているのか、さらに7%とされている根拠は何か。

効果的な資源管理を行う上で、TAC設定は、魚種別から系統群別に設定するべきであるが、ご意見を伺いたい。

サンマについては、豊富な資源であり100万トン～150万トンが漁獲可能といわれている。設定されているTAC(大臣管理分)は、わずか35万トンだが、さんま棒受け網漁業に限定しているため、それすらも捕りきれないと考えられる。現実には、採捕する場合は、まき網及びトロールにも漁獲を許可すべきと考えるが、ご意見を伺いたい。

TACの設定に合わせて、TAEも設定し資源管理を行うとしているが、実際にTAEによる資源回復の効果はどれほどあったのか、さらに、それにかかった予算はどれくらいか、いくつか例を挙げてご教示願いたい。

イ T A C 設定における漁業者以外の参画と設定プロセスのオープン化
【平成 21 年中措置】

T A C 設定については、関係漁業者等の適切な理解が得られるよう透明性の高い形で議論を行う必要がある。

したがって、T A C の設定プロセスにおいて、漁業者、加工流通業者などの関係者の参加の下、公開で広く国民に開かれた場で T A C 案の検討を行う体制を整備する。(Ⅲ農水ウ (ア) ⑦ c)

(質問) 広く国民に開かれた場で T A C 案の検討を行う体制として、現行の水産政策審議会に漁業者以外の加工業者・消費者・NPO 法人などを加えることが考えられるが、整備すべき体制についてご教示願いたい。

④ T A C設定の魚種の見直しについて

ア T A C設定魚種の拡大【平成 21 年度措置】

現在、我が国で資源評価を行っている 52 魚種のうち、A B Cを算定している魚種数は 38 魚種である。一方、A B Cを算定している魚種のうち、T A Cを設定している魚種は、マイワシ、マアジ、サバ類（マサバとゴマサバのことをいう）、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカの 7 種類である。

T A C対象となる魚種の基準としては、①採捕量が多く、経済的価値が高い魚種、②資源状況が極めて悪く、緊急に保存・管理を行うべき魚種、③我が国周辺で外国漁船により採捕が行われている魚種とされているが、これら基準のいずれかに該当する魚種で、A B Cが算定されている魚種はT A C対象魚種となることが可能である。

また、国連海洋法条約によれば、M S Yを実現することができる水準にまで資源量を維持、回復できるように、自国が入手できる最良の科学的証拠を考慮してT A Cを決定するとされている。

したがって、水産資源の維持・回復に資するため、現在のT A C対象魚種に次いで採捕・消費量が多く、国民生活上又は漁業上重要な魚種であるカタクチイワシ、ホッケ、ブリ、マダラを含め、今後とも科学的知見の集積に努めるとともに、資源の特性等を踏まえつつ、T A C対象魚種の追加については継続的に検討を行い、検討結果を公表する。（Ⅲ農水ウ（ア）⑧b）

（質問） 外国の場合、百種近くに及ぶ種について、管理水域毎にT A Cを設定している事例がある。我が国のA B Cを算出している魚種の資源状況は半数以上が低位（悪化、乱獲）か中位の状態にあり、資源の回復が急がれ、厳正なT A C管理を行うべきである。

そのため、T A C対象魚種の追加について、どのような検討が行われたのか、また、今後どのような計画・手法により検討を行うのか、ご教示願いたい。

カツオやクロマグロは、高度回遊性魚種ではあるが、オーストラリアやアメリカではT A Cを設定しI T Q管理を行っている。これらの資源が我が国でも悪化の傾向を示していることから、アメリカやオー

ストラリアを見習い、早急にカツオやクロマグロをTAC設定対象魚種に加え、ITQを導入し、管理するべきと考えるが、ご意見を伺いたい。

イ サバ類（マサバとゴマサバのことをいう）におけるTAC管理の見直し【平成21年中措置】

サバ類（マサバとゴマサバのことをいう）については、資源評価プロセスにおいて調査船や漁獲物調査等による科学的推計から、系統群ごとにマサバとゴマサバそれぞれの漁獲量がABCとともに公表されている。本来、マサバとゴマサバは別種であり生物学的特性が異なることから、それぞれ分けてTACを設定し、資源管理を行うべきであるが、小型魚について、種別に把握することは難しいほか、サイズを問わず種別の取扱いが行われていない市場が多い状況にある。

したがって、マサバとゴマサバについて、的確な資源管理措置の実施のため、今後、マサバとゴマサバの水揚量に係る入手可能なデータの活用について検討し、結論を得る。（Ⅲ農水ウ（ア）⑨）

（質問） 平成20年度のサバ類について、漁獲量を把握されていると思うが、マサバ、ゴマサバ、区別不明の、それぞれの漁獲量はどれくらいか、ご教示願いたい。因みに、漁業者は即座にマサバ、ゴマサバの見分けがつくと聞いている。

マサバとゴマサバの資源評価については、魚種別、系群別に10年以上の調査が行われている。水揚データの入手が困難であるとすれば、なぜマサバとゴマサバのそれぞれの資源評価が可能なのか、ご教示願いたい。また、担当の科学者から直接の説明も受けたい。

JAS法によれば、生鮮魚介類の小売販売を行う事業者等に対して、「標準和名もしくは、地域になじみのある名前で標準和名を基本としつつも、より広く一般に使用されている和名があれば、この名称を記載する。」としているが、なぜマサバ、ゴマサバを扱う市場にそのような指導をしないのか、ご教示願いたい。

⑤ TACの厳守に向けたモニタリングの強化について

ア モニタリングの強化【平成21年中措置】

海外の漁業国では、漁船の位置や魚種、漁獲量などをリアルタイムに把握して管理するITシステムを利用するモニタリングを実施している事例があるが、我が国においても、サバ類やマイワシにおいてTAC配分枠の超過が発生しており、モニタリングの重要性が高まっている状況にある。

したがって、我が国においても、ITを活用し、配分枠の消化が進んだ場合には、漁獲量を把握する頻度を上げるなど漁獲量の早期把握に努めるとともに、報告の正確性を検証するため、必要な場合には、現地の水揚げ状況等の調査を行う。

併せて、水揚げ状況等の調査が行われた場合には、個人情報の守秘義務等に配慮しつつ、その調査結果を公表する。(Ⅲ農水ウ(ア)⑪)

(質問) ITの活用として、漁船の位置や魚種、漁獲量などをリアルタイムに把握管理するシステムの導入がモニタリングの強化に有効と考えられるが、我が国ではどこまで進んでいるのか、ご教示願いたい。

また、漁獲量のデータ把握にかかる時間をご教示願いたい。なお、回答をいただける時点の、TAC設定魚種の入手可能な最新の漁獲データをいただきたい

採捕量を正確に把握するために、具体的にはどのように従来の方法を変更するのか。

現在、採捕量の把握については、漁業者からの報告のみを集計しているが、その数量の正確性については確認されていないのが実態である。特に、資源水準が極めて低位の日本海スケトウダラについては、採捕量を正確に把握することが必要である。対応策として、リアルタイムITモニタリングや漁船へのオブザーバーの乗船、漁港での立ち入り検査、報告された採捕量のチェック、漁業者から加工業者や小売りまでのトレーサビリティシステムの構築などが考えられるが、ご意見を伺いたい。

平成 19 年度におけるマイワシの漁獲は、10 月に T A C 数量 6 万トンを上回った。なぜ、マイワシの操業停止命令を出さなかったのか理由を伺いたい。

マイワシの都道府県への配分として「若干」としているが、TAC 管理上は、「若干」の数量を定めるべきと考えるが、数量的にどれくらいか。数量を定めないのはなぜか。「若干」で県は、資源管理ができるのか。

水産庁資料によれば、平成 19 年度の中小型まき網漁業において、マイワシの漁獲があった操業 4 千回のうち、マイワシ主体の操業（マイワシの混成割合が 50%以上だった操業）は約 300 回とされているが、その操業は、いつ、どこで行われたのか。

採捕量が前年の実績程度の水準を上回るおそれがある場合は、マイワシを目的とする操業の自粛を指導するとされているが、実績を上回った場合、どのような行政措置を行うのか。また、それぞれの業界は業界ごとの決まりを文書で設けているのか、その決まりを破った場合のペナルティを定めているのか。

なお、マイワシの 4 千回の漁獲を混獲率と月別の操業回数、採捕量を下表に数値を埋めていただきたい。

⑥ 漁業管理制度の見直しについて

ア IQ方式の活用【平成 21 年中措置】

我が国における資源の保存・管理は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）等に基づくインプット・テクニカルコントロールとともに、TAC 制度においても、国や都道府県の計画に基づき、漁業種類ごと・地域ごとに漁獲可能量を分割して配分するとともに、期間割・区域割等を活用した漁業者団体による自主管理が実施されるなど、基本的に IQ 方式によらない形で管理が行われている。

一方、現在、IQ 方式は日本海ベニズワイガニ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業におけるミナミマグロにおいて実施されており、同方式については、より厳格な漁獲量管理と、操業の経済性や市場への影響等の考慮が必要である一方で、適切な管理が可能であること、関係漁業者の参加の意志表示があることなどが制度を実行するに当たり重要となっている。

したがって、これらを踏まえ、厳格な漁獲量管理が必要な資源や時期に実施するなど、漁業実態に応じた IQ 方式の活用について具体的な問題を検討し、その結果を公表する。（Ⅲ農水ウ（ア）⑫b）

（質問） IQ については、我が国においても適用魚種の拡大が見られ、TAC 魚種については導入を図ることが基本であると考えているが、現時点における TAC 魚種毎の IQ 導入の検討進捗状況についてご教示願いたい。

イ ITQ方式の検討【平成21年中措置】

現在、既にIQ方式を実施しているのは、日本海ベニズワイガニ漁業や遠洋かつお・まぐろ漁業におけるミナミマグロであるが、これらについて、同一漁業種類内での割当量の移動を認めることが妥当か否か、妥当であるとすればどのような方法があるのか、関係漁業者の了解が得られるのかなどについて検討し、結論を得る。

また、引き続き、諸外国における導入事例等について調査、研究、分析を行い、最終報告をする。（Ⅲ農水ウ（ア）⑫c）

（質問） 同一漁業種類内での割当量の移動を認める妥当性など上記の考慮要件について、どのような検討体制を考えるのか。加え、ITQを導入している諸外国では、その導入により過剰投資が効果的に削減されたと評価されており、このような事実を鑑み、TAC対象魚種及びカツオ・マグロ漁業対象魚種等でのITQの導入の可能性についてご教示願いたい。

⑦ 漁業権漁業の在り方の見直しについて

ア 漁業権漁業における優先順位に関する実態調査の実施【平成 21 年中措置】

漁業権の免許について優先順位が設けられていることが、参入を阻害しているとの見方が存在することから、「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」において、「定置漁業権及び特定区画漁業権については、平成 20 年 9 月から平成 21 年 4 月にかけて行われる都道府県知事による免許の切替に併せて、優先順位がどのように機能したのかに関する実態調査を実施する。【平成 20 年度調査開始】、更に、その実態調査について、平成 21 年度に実態調査結果を公表する。【平成 21 年度第一四半期中措置】」とされている。

このことを受けて、優先順位がどのように機能したのかに関する実態調査を実施しているところであるが、この調査を進め、その結果を公表する。（Ⅲ農水ウ（イ）①c）

（質問） 実施された実態調査（平成 20 年度調査開始）、更に、その実態について公表（平成 21 年度第一四半期中措置）とされているが、公表する結果の概要についてご教示願いたい。

定置漁業権及び特定区画漁業権の設定状況について、漁協に与えたのか、個人に与えたのか、法人に与えたのかなどを漁業権別、優先順位別、都道府県の海域別（例えば、山口県の日本海・ひびき灘・瀬戸内海別、北海道のオホーツク・太平洋東・太平洋西・日本海別など）にご教示願いたい。

なお、定置漁業権のうち事実上は漁協と実態を同じくする会社の場合は、一般の会社と明確に分離して、漁業法上での優先順位区分に従って、優先順位 1 番である漁協に与えられたもの、漁協に準ずる漁業会社組織与えられたものを明示していただきたい。

定置漁業の免許が普通の個人、法人から漁協の自営になった例があると聞くが、平成 20 年度では何件か、都道府県別にご教示願いたい。また、いかなる事情で免許先が変更となったのかお聞かせ願いたい。

さらに、漁協自営の定置網漁業が、実際には個人の会社が運営している場合がある聞くが、なぜ漁協が自営しないのか、なぜ委託できるのか具体的にお聞かせ願いたい。

関連して、漁協自営事業の収益はいかなる方法で組合員に還元されているのか、北海道、岩手県などの事例でお示し願いたい。

⑧漁業情報のオープン化について

ア 養殖業に関する情報の確実なオープン化に向けた取組強化【平成 20 年度措置】

養殖業に関する情報のオープン化について、「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」において「新規参入や効率的な生産体制への移行を促進するため、養殖業について、誰でもアクセスが可能な利用に関するデータベースを構築し、漁業権の行使状況のオープン化を図る。【平成 20 年中措置】」とされている。

したがって、これを更に有効なものとするべく、利用に関する行使状況のみならず、養殖漁場の年間の水温変化、潮流、波浪など実際に養殖漁場としての適性を判断するための基礎的情報を含めてデータベース化し、誰でも利用できるように確実にオープン化し、国民へ周知する。(Ⅲ農水ウ(イ)④b)

(質問) 海岸や海面は、国民共有の財産ないしは公共性を有する資産と考えられ、それらを利用する養殖業は、広く国民にアクセスをオープンにすべきと考える。

養殖業（区画、特定区画）について、都道府県ごとに漁協など漁業権の受給者別の漁業権の受給状況、漁業権の行使区画（漁場）の位置、漁業権を与えられた者の分布状況、その行使権の使用の有無の状況などについてご教示願いたい。

なお、空き漁場がある場合には、その解消のためにどのような努力をしているのかも、併せてご教示願いたい。

イ 定置漁業に関する情報のオープン化に向けた取組強化【平成 20 年度措置】

定置漁業に関する情報のオープン化について、水産庁は「都道府県知事に対して、漁場の位置等を記した図をインターネットで公開するなどの情報のオープン化について検討することが望ましいとの技術的助言を行ったところ」である。

兵庫県や福井県では、既に漁場の位置をホームページで公表するなどしており、このような取組が拡大すれば、更なる利便性の向上が期待される。

したがって、水産庁においても、国民への周知のための取組を行う。

(Ⅲ農水ウ(イ)④c)

(質問) 兵庫県や福井県は公表されたが、20年度措置であるにも関わらず、他県ではどうなっているのか。漁場の位置や行使状況などをホームページで公表するなどの各県の情報のオープン化の進捗状況をご教示願いたい。

また、水産庁における国民への周知の取り組み状況もご教示願いたい。

ウ 許可漁業に関する情報のオープン化に向けた取組強化【平成 20 年度措置】

許可漁業について、水産庁は、大臣許可漁業の許可情報はオープン化の準備を進めているものの、知事許可漁業については、「大臣許可漁業の準備状況等についての情報を知事に提供していく予定である」として、準備状況の情報提供に止まっている。

したがって、許可漁業に関する情報のオープン化が更に促進されるよう、水産庁においても国民への周知などのための取組を行うべきである。(Ⅲ農水ウ(イ)④d)

(質問) 許可漁業種類毎の、漁船名、根拠地、トン数等について公表し、さらに、漁業種類毎に公示隻数と許認可隻数との差である空き状況についての情報も公表すべきであるが、大臣許可及び知事許可ともにそのオープン化の進捗状況についてご教示願いたい。

⑨ 経営対策・担い手対策の見直しについて

ア 経営対策・担い手対策全般の見直し【平成 21 年度措置】

(ア) 政策目的の達成等の把握に向けた検証の徹底

漁業経営については、経営体質の弱体化が問題視されて久しく、その強化が不可欠であることは言うまでもない。

そのため、様々な経営対策や担い手対策が講じられており、その目的も個々に異なるものであろうが、個々の対策の目的の達成により、長年の課題である収益性の改善に寄与していくことが重要である。

先般、政府においては、燃油等の高騰による経営環境の悪化を理由に、省燃油操業実証事業などの緊急対策が講じられた。漁業は、台風災害・異常気象など自然災害リスクに大きく影響されるものであり、災害の程度によっては緊急的な支援の必要性が高いことも理解できる。また燃油等の高騰など経営環境の悪化を理由に、緊急的な支援を講じることも必要であろう。ただし、緊急時に特別な支援を講じなくても耐え得る産業力の確保が重要となる。

したがって、現在講じている経営対策・担い手対策、また、今後講じる経営対策・担い手対策については、その政策目的が達成されているかのみならず、漁業経営の収益性の向上にどれほど寄与しているかについて検証できるよう手法を検討し、結論を得る。(Ⅲ農水ウ(イ)⑦a)

(質問) 省燃油操業実証や漁船漁業構造改革(もうかる漁業)、資源回復計画などは経営安定対策の一環と考えられるが、これらの事業に、実施している毎年において、どれだけの金額が、どのように使われているのか(どこを経由して、どのような要件を満たした漁業者に、どれくらい漁業者の手元に入ったのか)、さらに事業結果として、どのような経営の改善の定量的な効果が見られたのか、具体的に教えていただきたい。

(イ) 漁業経営の計画的な改善と担い手への施策の集中

水産物の安定供給を確保し、地域の経済社会の維持・発展や水産業・漁村の多面的機能の十分な発揮を図るためには、安定的な収益を確保しつつ継続的に漁業活動を担い得る漁業経営を育成することが必要である。

経営対策・担い手対策においては、経営計画や事業計画の提出を求めているが、このような計画の策定に当たっても、支援対象となる漁業経営が、短期的な収益性の向上だけでなく、将来にわたってその収益を安定させるとともに、競争力も備え継続的に漁業活動を担い得る効率的かつ安定的な経営体となることを目指した計画を策定させ、抜本的な経営改善が図られるようにすることが重要である。

したがって、我が国漁業の生産構造の脆弱化に対応し、競争力のある経営体を育成・確保するとともに、活力ある水産業の生産構造を確立する観点から、計画を着実に進めるよう取組を強化する。

併せて、経営の効率化に向けたインセンティブが働くような支援策を講じることによって、意欲の高い漁業経営体への施策を集中する。(Ⅲ農水ウ(イ)⑦b)

(質問) 抜本的な経営改善対策としては、資源回復、過剰投資削減、販売の向上等が考えられるが、そのためには厳正なTAC制度管理の下でのITQ方式の導入以外には、外国の成功例をみると考えられない。経営がさらに悪化している日本の現状に鑑み、ご意見をお伺いたい。

イ 漁業経営の再生に向けた取組強化【平成 21 年度措置】

現在、債務超過に陥り、累積損失を抱え、経営環境の悪化も相まって、経営破綻が懸念される漁業者も少なくない。

このため、現在、経営対策や担い手対策として講じられているものの、抜本的な経営再生策の実施を伴わない支援事業の効果は限定的であると考ええる。

したがって、支援を講じる場合にはその効果が限定的とならないように、地域や業種ごとの環境にも配慮して、減船や休漁、雇用支援などを具体的に促進するとともに、地域や業種単位での法人化や経営の統合化を進めるなど、早急に漁業経営の再生への取組を強化する。

併せて、地域や業種単位での法人化や経営の統合化を進める際には、独自に経営体質の強化を目指す漁業経営者がいる場合に、それを阻害することのないような措置を講じる。(Ⅲ農水ウ(イ)⑧)

(質問) 漁業経営の再生のためには、海域毎の適切な資源の回復と過剰な漁獲能力の削減、漁業者のセーフティネットの整備などが基本であると考ええる。そのためには、日本全体の国家ビジョンとともに、地域や漁業種類ごとの再生計画を策定すべきと考えますが、その取組の状況をご教示願いたい。

マグロ延縄漁業の第2次国際減船がなされているが、まき網漁業を考慮しないと、マグロ資源の回復にほとんど寄与しないと考えられるが、貴庁では今回の減船措置がどれほど寄与すると考えるのか、具体的な数値をご教示願いたい。

内外の水産資源の状況に見合った漁業規模とするには、漁獲能力の大きいまき網や底びき網の減船は今後、どのくらいの規模、どのようなスケジュールで行われるべきと考えるか、ご教示願いたい。

ウ 漁業経営の多様化に向けた支援の充実【平成 21 年度措置】

現在、養殖業に対して、水産資源の安定供給に向けた役割が期待されている。

養殖業は、漁獲漁業に比して計画的な経営が可能であるため、漁業経営の安定化や多様化に向けて有効な手段となるが、一方では、従来の漁獲漁業とは異なる技術開発や設備投資が必要となり、また養殖特有のリスク（魚病、赤潮、台風等）への対応も求められることとなる。

したがって、新たな養殖技術の確立や有効なリスク対策を図るため、産学官連携を活用するなど、支援事業の充実化を図る。（Ⅲ農水ウ（イ）⑨）

（質問） 新たな養殖技術の確立や有効なリスク対策を図るため、どのような支援事業をどのように充実化するのか、また、どのような計画・手法で行われるのかご教示願いたい。

⑩ 漁業金融の円滑化について

ア 制度融資への一般融資機関の参入促進【平成 21 年度措置】

漁業金融においては、銀行等の一般金融機関の参入を促進させる環境を整備し、競争を有効に機能させることにより、漁業経営者の資金調達の円滑化等を促すことが重要である。

このうち、漁業近代化資金については、銀行等の一般金融機関の利用が困難な漁業者に対する金融の円滑化を図るために、法制定当時から、漁協、信漁連、農林中央金庫を融資機関としているが、これまでは漁業者からの融資機関の拡大について要望がなされたことはない。

したがって、漁業経営体に対する円滑な融資を促進する観点から、漁業近代化資金については、借り手側である漁業者を始めとする関係者のニーズや一般金融機関の参入の意向について把握し、その内容を公表するなどの必要な措置を講じる。(Ⅲ農水ウ(イ)⑮)

(質問) 漁業近代化資金について、借り手側である漁業者等関係者のニーズおよび一般金融機関の参入意向について、どの様に把握することとしているか、ご教示願いたい。

また、上記ニーズ等にかかる調査結果により把握した情報について、その内容を具体的にどう還元(時期・媒体・対象)するのかについても、ご教示願いたい。

⑪ 漁業権の保護に係る解釈の明確化について

ア 漁業権の保護に係る解釈の周知徹底【平成 21 年中措置】

漁業権については、その保護の解釈が漁業者において、誤って解釈され、海面からの取水に関するトラブルや遊漁者・ダイバーと漁業者とのトラブルが多く生じているとの見方が存在している。

したがって、漁業権の保護に係る解釈については、改めて漁業者や漁協に止まらず、広く国民に周知徹底する。(Ⅲ農水ウ(イ)⑪)

(質問) 漁業権とは資源の所有の権利ではなく、あくまで漁獲の行使の権利であることが、漁業者や漁協、一般国民に周知徹底される必要があるが、どのような計画・手法で周知徹底が行われるのかご教示願いたい。

⑫ 漁船検査の見直しについて

ア 漁船の安全検査の見直し【平成 21 年度措置】

漁船の検査については、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）等において、定期検査及び中間検査を行うこととされている。

これについて、国土交通省は、平成 20 年 1 月に、極めて厳しい状況にある水産経営のコスト負担が軽減できるよう試験的ではあるが、安全担保等の条件付きで、一部の漁船を対象に中間検査でのエンジンなど機関解放を省略できる漁船の機関検査合理化制度を実施した。

しかしながら、今回の措置ではマグロはえなわ漁船や大型のまき網漁船は適用条件から対象外とされたことから、漁業経営者より各漁業種類の操業実態に合わせた適用船舶の条件や検査の実施方法を見直し、対象漁船の拡大を求める指摘がなされている。

したがって、当該漁船機関検査合理化制度の運用状況や安全面の検証を行った上で同制度の適用対象等を見直しを検討していくこととし、当該年度中に行われた検討状況について、関係業界に周知する。（Ⅲ農水ウ（イ）⑫）

（質問） 機関検査合理化制度の適用対象等を見直しがどのような計画・手法で行われるのかご教示願いたい。

また、漁業関係者からの要望として、外国漁船の建造受注や漁船許可の総トン数制度の見直しなどが聞かれるが、ご意見を伺いたい。

⑬ 漁協経営の透明化・健全化について

ア 漁協の経営改革の促進

(ア) 組合員資格審査の厳正化【平成 22 年度措置】

水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）では、漁協は正組合員が 20 人未満になると解散することとなっている。また、正組合員資格は、組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が 1 年を通じて 90 日から 120 日までの間で定款で定める日数を超える漁民、とされている。

しかしながら、組合員の中には従事日数を満たしていない者がみられ、本来であれば解散すべき漁協が存続しているとの指摘があったことから、「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」において、「改めてすべての漁協について組合員資格の検証を行う。【平成 20 年中措置】」とされ、組合員資格の検証を求める措置が講じられた。

これを受けて水産庁において、組合員資格の適正な審査が行われるよう、平成 20 年 4 月 1 日付で漁協の模範定款例を改正し、組合員資格審査規程例を制定したところである。さらに、当該組合員資格審査規程例に基づき、組合員資格審査委員会を設け、適正な組合員資格審査が行われるよう都道府県を通じ、指導が行われたところである。

今後、水産庁においては必要に応じて、組合員資格審査委員会の実施状況を把握し、適正な資格審査が行われていない漁協については、その改善のために必要な措置を講ずる。（Ⅲ農水ウ（ウ）①b）

(質問) 組合員資格審査委員会の実施状況について、どのようなスケジュールで、どのような項目（組合員名、住所、漁労・漁労準備・販売等の日数、従事の内容、など）を、どのような手法により把握しているのか、ご教示願いたい。

また、実態把握の結果、適正な資格審査が行われていない漁協が確認された場合に、具体的にどのような手法で改善措置を講じるのかについても、ご教示願いたい。

さらに、公開情報によれば、福岡県において不適格な漁協の存在が報じられているが、水産庁は関係する漁協、県漁連、全漁連などにど

のような対応措置を実施したのか、ご教示願いたい。

また、福岡県以外の県においても同様のケース、特に都市近郊の漁協においてあると聞くが把握しておられるか、ご教示願いたい。

(イ) 経営改革の透明化【平成 21 年度措置】

漁協の経営改革については、「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」において、「経営改革が必要とされる漁協については、一定の期限を区切り数値目標等を漁協側に設定させるとともに、その成果を所管行政庁が責任を持ってフォローアップする。【平成 20 年中措置】」とされた。

これを受け、水産庁では、漁協経営の改善の方向やそのための工程表を水産基本計画において公表しており、経営改革が必要な漁協については、引き続き、全漁連等の漁協系統機関や都道府県と協力して、経営改善計画の策定及びその進捗管理を行うこととしている。

しかしながら、現在、業界団体や都道府県が中心となって進めている漁協改革計画においては、合併などの組織再編を進めるだけでなく、欠損金の解消に向けた策を講じることであり、その原資の中には国民負担を伴うものもある。

したがって、漁協の経営改善計画及びその進捗状況について、組合員や組合の債権者に対して、定期的な提供を促すよう措置する。

(Ⅲ農水ウ (ウ) ⑤ b)

(質問) 近年の欠損金の状況とその解消のための国費の投入及び都道府県の負担の状況についてご教示願いたい。

また、これまで解消が円滑に行われなかった理由とともに、今後どのような手法で、どのようなスケジュールで経営改善を進捗させるのかご教示願いたい。

さらに、各漁協の経営改善計画及びその進捗状況について収入及び支出の見通し、支出の削減状況、これらを合わせた欠損金の解消に向けた策（国費の投入状況）についての現在の進捗状況を、優良、不良などのいくつかの例を具体的にご教示願いたい。

イ 不公正取引の未然防止【平成 21 年度措置】

漁協の購買事業、販売事業等に対して、関係法令上問題となり得る不公正な取引・流通を未然に防止するため、水産庁において必要な指導等の措置を講じる。（Ⅲ農水ウ（ウ）⑦）

（質問） 現在においても、ある漁協から購入する燃油は、一般の業者から購入するよりも割高であるとの指摘がある。そのような、一般の業者から購入する場合と漁協からの購入する場合の差についてどのような調査等を行っているのかご教示願いたい。

漁協の購買事業、販売事業等に対して、関係法令上問題となり得る不公正な取引・流通を未然に防止するための、具体的な措置についてもご教示願いたい。

また、関係法令上問題となり得る不公正な取引・流通が確認された場合に、具体的にどのような手法で改善措置を講じるのかについても、ご教示願いたい。

ウ 信用事業を行う漁協における情報開示の強化及び信用事業を対象とした金融庁検査の実施【平成 21 年中措置】

一般的に金融機関は金融事業以外の事業を行うことが禁止されているが、漁協は経済事業、共済事業だけでなく、貯金を受け入れ、それを原資に貸出等の運用を行う信用事業も行うことが認められている。

また、漁協は、一定の制限の下に、組合員以外の者との取引である員外取引が認められており、漁協の利用者においては、金融サービスのみを利用する者も存在している。

しかしながら、漁協の経営情報は、損益情報は別として、資産等の情報について、事業別の情報として開示されていないものがある。

したがって、貯金者保護の観点から、信用事業を行う漁協については、各事業別の情報開示を一層促進するなど、信用事業の健全化に向けた更なる措置を講じる必要があると考える。

(ア) 事業別の情報開示の徹底

現在、漁協に関する経営情報については、組合の経営の透明性を確保するため、情報開示の充実に努めているとされているが、損益計算書に関して事業別（部門別）の損益情報が総会に報告されており、貸借対照表についても事業に直接関わる資産・負債が区分されているが、固定資産等が共通の資産として計上されており区分されていない。

また、組合員が漁協の事業全般・経営全般に関する情報を適切に判断するためには、事業別の損益だけでなく財産状況の一層の開示が求められている。

したがって、信用事業を行う漁協については、事業別の資産の状況の開示を一層進めるとともに、情報開示の取組が各漁協において定着していくよう周知・徹底する。（Ⅲ農水ウ（ウ）④a）

(質問) 漁協の経営改革には、漁協への公的負担がなされていることにも鑑み、信用事業のみならず、全ての事業（その他事業を含む。）の事業内収入及び事業外収入の情報の開示が必要であり、その具体的な内訳をご教示願いたい。なお、系統金融からの再配分（還元収益）などがあると聞くが、把握しておられたらお教え願いたい。

また、各漁協での金融サービスのみを利用する員外取引の実態についてもご教示願いたい。

(イ) 貯金者保護に向けた情報開示の充実

我が国の金融機関においては、自己資本比率規制が導入されており、金融機関の健全性確保のため、自己資本比率という客観的基準を用いて、基準に満たない金融機関に対して監督官庁が必要な是正措置を求めることとなっている。海外営業拠点を有する金融機関とそうでない金融機関とに対して、適用される基準として国際統一基準（B I S規制）と国内基準（金融庁の基準）があるが、双方共に、リスク・アセット（総資産のうち、リスクが顕在化した場合に減価する可能性がある資産）に対して資本金などの自己資本がどれくらいあるかを示す指標を指し、それぞれ8%以上、4%以上を確保することが求められている。

漁協の信用事業の健全性を判断する指標としては、漁協は銀行等と異なり経済事業等他の事業を営むことができ、組合員からの出資が事業別に区分されているものではないこと、また、信用事業における損失の最終的な支払原資としては漁協の自己資本全体が供せられることになることなどから、漁協について自己資本比率を計算する場合は、信用事業だけでなく、組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して算出することとされている。

したがって、貯金者においては、銀行等と同様に信用事業のみを対象とした自己資本比率が算出されていると誤解している場合もあると考えられることから、当該算出方法で自己資本比率を計算していることについて、自主的な情報提供を促す。(Ⅲ農水ウ(ウ)④b)

(質問) 信用事業を行う漁協について、経済事業を含める場合と含めない場合のそれぞれの自己資本比率を算定し、お教え願いたい。

(ウ) 金融庁検査の実施

現在、信用事業を行う漁協に対する行政庁の検査・監督については、水産業協同組合法に基づき、法定受託事務として、所管行政庁である都道府県知事が実施しているが、金融機能の安定や預貯金者保護等を所管する金融庁の検査は実施されていない。

これについては、現行法においても、都道府県知事から内閣総理大臣（金融庁長官）に対して要請があり、内閣総理大臣（金融庁長官）が必要と認める場合には金融庁が検査を実施することは可能とされているが、過去に、都道府県知事から金融庁に対し、漁協に対する検査の実施を要請した事例はない。

したがって、都道府県知事が金融庁検査を要請する枠組みについて、農林水産省と金融庁が連携して、当該枠組みを機能させその実効性を高める運用面の方策について検討し、結論を得る。（Ⅲ農水ウ（ウ）④c）

(質問) 銀行法の25条の趣旨に照らせば、当然として金融庁検査が行われるべきであると考えているが、ご意見を伺いたい。

エ 員外利用規制の徹底【平成 21 年度措置】

漁協は、その組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする団体であることから、その事業の利用は本来組合員に限られるべきであるが、地域の漁村における経済機関の一つとして組合員以外の者であっても組合の事業を利用することが実際問題として必要な場合も考えられることから、本来の漁協の目的及び性格に反しない一定の範囲において員外利用を認めることができるとされている。

漁協については、今後経営改革が求められる中において、組合員以外との取引も活用しながら、ブランド化や差別化により付加価値を高める活動も重要になる。

漁協の販売事業の員外利用については、資源条件の悪化等に起因する水揚げの低迷等に対処するための水産物をその場で直接売買する施設（例えば、直売所やシーフードレストランなど）で組合員の漁獲物をより付加価値をつけて販売することを目的として、当該施設における季節的な品揃え等多様な消費者ニーズに適切に応じていけるよう、員外利用の分量制限が組合員の利用分量の 2 倍までとされている。しかしながら、水産物以外の特産品が地域のニーズを吸収することは否定しないが、員外利用を促進するものではない。

したがって、販売事業の員外利用分量について、当該員外利用制限の趣旨に添った運用が図られるよう指導等を徹底する。(Ⅲ農水ウ(ウ)⑧)

(質問) 販売事業の員外利用分量について、いかにして員外利用制限の趣旨を理解させ、どの様に遵守させるための措置を講じることとしているのか、ご教示願いたい。

オ 会計処理の適正化【平成 21 年度措置】

漁協の会計処理については、組合員である漁業者より不明確であるとの指摘がある。

例えば、指導事業賦課金については、多くの漁協において収益環境が厳しい中、漁協経営の継続のために、定款に基づき、総会又は総代会の議を経て、組合員から指導事業に要する経費の負担分として、指導事業賦課金を徴収しており、これを指導事業の収益として計上している。

しかしながら、漁協の指導事業は、教育情報指導、生活改善指導、遭難対策（遭難救助、漁海況情報の提供等）、密漁防止対策など広範囲に及ぶものとなっている。

したがって、これらの事業に要する経費として指導事業賦課金の徴収が行われているところであるが、組合員の負担する賦課金が、どのような指導事業に使用されているか、より一層明確にし、賦課金徴収の適正化を図るよう必要な措置を講ずる。

併せて、事業赤字を事業外収益により賄っている漁協が多いが、当該事業外収益の中で雑収益が大きく、その雑収益の内容が明確となっていないことから、組合員に漁協の経営改善の必要性の自覚を促すためにも、その雑収益の内容については、例えば、重要性の観点から額の大きいものについて雑収益の科目を細分し、適切な名称を付して記載するなど、より一層細分化して明確にするよう、必要な措置を講じる。（Ⅲ農水ウ（ウ）⑨）

（質問） 指導事業賦課金の徴収について、組合員への明確な情報開示および徴収の適正化を図るため、具体的にどの様な措置を講じることとしているか、ご教示願いたい。

また、事業外収益の大宗を占める雑収益について、例示として記述した雑収益の科目の細分化および名称付与による明確化など、必要な措置をどの様に講じることとしているか、ご教示願いたい。

漁協経営の健全化には、漁協への公的負担がなされていることにも鑑み、全ての事業（その他事業を含む。）の事業内収入及び事業外収入の情報の開示が必要であり、その具体的な内訳をご教示願いたい。

カ 公認会計士を活用した連合会の監査及び連合会の指導の充実・強化
【平成 21 年度措置】

漁協に対する指導及び監査は、全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。）が指導と監査を一体的に行っている。

現在、4分の3の漁協において事業収支が赤字であり、それを事業外収益で補っている構図となっているが、このような状態は適切な事業運営とは言えないものである。そのため漁協系統の全国団体である全漁連の指導力が十分に発揮できる体制の構築が求められている。

しかしながら、全漁連の指導力の強化は、一方では、漁協の意思決定に関与する機会が増加することから、監査における第三者性や独立性の確保に留意しなければならない。

水産庁は、全漁連による指導及び監査の実施について、「全漁連による指導と監査が一体となっているからこそ、必要な改善が確実に行われるとされている」との見解を示しているが、大部分の漁協で、事業収支の赤字が恒常化しており、これら赤字体質の改善が図られていないことから、全漁連による指導が十分にその機能を発揮しているとは言えないことは、明らかである。

一方、漁協の監査については、その経営改善の着実な進捗を図るためにも、適切な監査の実施が必要であり、その検証結果を踏まえ、これに応じた指導が行われる必要がある。

したがって、漁協における今後の指導及び監査について、漁協の経営改善のための指導体制や、公認会計士の活用など第三者性と独立性を踏まえた監査体制の充実・強化を図る。（Ⅲ農水ウ（ウ）⑩）

（質問） 漁協における今後の指導及び監査について、漁協の経営改善のための指導体制の充実・強化を図るため、具体的にどのような施策を講じることとしているか、ご教示願いたい。

また、全漁連による指導・監査が不十分であることは、これまでの漁協経営の実態から明らかであることが第3次答申の【具体的施策】で合意、記述されているが、監査にかかる第三者性および独立性を確保する観点からも、公認会計士を活用した外部監査体制を図ることが適切であると考えているが、ご意見を伺いたい。

キ 常勤理事の兼職・兼業の適正化【平成 21 年度措置】

漁協の常勤理事については、水産業協同組合法第 47 条の規定に基づき「組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業」を営む者は就任できないほか、信用事業を実施する場合には、同法第 34 条の 5 の規定に基づき「他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない」こととなっている。

一方、信用事業実施漁協については、業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない場合に行政庁の認可を受けた場合には、兼職・兼業が認められることとなっている。

他方、漁協の理事は、委任の規定に従い、善良な管理者として注意をもってその職務を遂行する義務があるとともに、組合のため忠実に職務を遂行しなければならないこととされている。

今後の組合経営は、多様化する組合員のニーズに対応するための事業展開や経営内容の透明化が求められており、そのためには、事業のリスクを適正に把握・管理し事業を統制し、場合によっては、合併等を主導するなど、常勤理事においては、特に経営責任もより高まることとなる。

したがって、漁協の常勤理事に対する兼職・兼業の認可等に当たっては、その責任ある業務執行体制を確保し、常勤理事の職務専念等の確保が図られるよう必要な指導等の措置を講ずる。（Ⅲ農水ウ（ウ）⑪）

（質問） 漁協の責任ある業務執行体制と常勤理事の職務専念等の確保を図るため、どのような措置を講ずることとしているのか、ご教示願いたい。

また、現在の沿岸漁業の経営実態をみれば、漁労に長く従事してきた漁業者に限らず、広く会計、財務、人事等を把握する能力がある者を漁協理事に採用すべきと考えるが、ご意見を伺いたい。

(4) 農林水産業共通分野

① 独禁法適用除外について

ア 漁協の取引実態等の把握【平成 21 年度措置】

漁協について所要の調査を行い、取引実態等の把握を開始する。(Ⅲ 農水ウ (ウ) ⑫)

(質問) 本具体的施策にかかる問題意識に例示した記述のとおり、漁業においては、独禁法の法趣旨に反する可能性もあると指摘される資本力のある大企業が子会社を通して漁協の組合員となって漁業権を得ている事例などがあることから、どのような手法で漁協にかかる調査を実施し、その取引実態等の把握を行うこととしているのか、ご教示願いたい。

② 農林水産業金融の円滑化

ア 中小企業信用保険の対象事業の明確化【平成 21 年中措置】

中小企業信用保険においては、農業、林業、漁業等が信用保険の対象となる事業ではないと整理されているが、これは、農業には農業のための農業信用保証保険制度が存在し、同じく、林業及び漁業にもそのための保証保険制度等が存在しているためとされている。

しかしながら、農業、林業、漁業を営む事業者であっても、製造・加工の設備を有し、生産物の加工事業を行なっている場合には、当該事業に充てられる資金については中小企業信用保険の対象となる。このため、農林漁業者や農業生産法人なども、資金ニーズによっては、中小企業信用保険の利用が可能であるにもかかわらず、これが、農林漁業者や信用保険を利用する金融機関に十分に周知されておらず、特に、農林漁業者においては、「農林水産業は中小企業信用保険の対象とならない」という誤解が生じている状況にある。

したがって、中小企業信用保険において、農林漁業者でも利用できる事業範囲を明確にするとともに、農林漁業者の理解が進むよう、生産活動以外の関連事業の定義及び具体例を示し、農林漁業者及び金融機関に周知する。(Ⅲ農水ア(イ)⑭)

(質問) 中小企業信用保険について、具体的施策を実行するために、どのような施策を、どのようなスケジュールで講じることとしているか、ご教示願いたい。